

第 29 特定小規模施設用自動火災報知設備

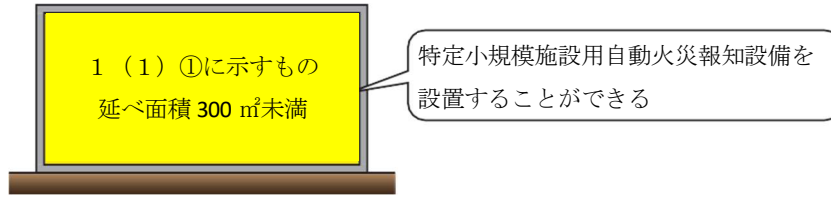
1 用語の定義

- (1) 「特定小規模施設」とは、次に掲げる防火対象物又はその部分をいう。

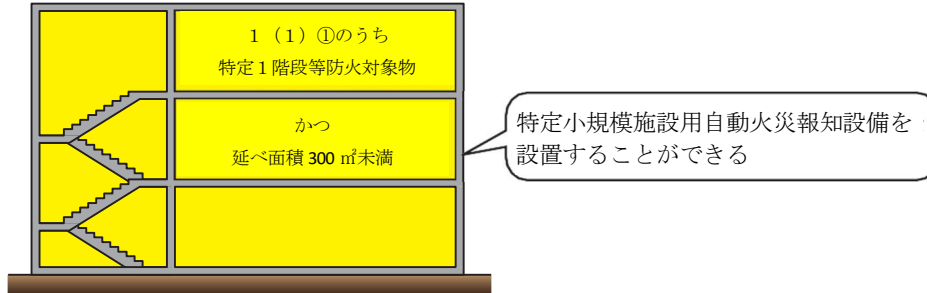
(第29の1図参照)

- ① 政令第21条第1項（第3号から第6号まで、第8号、第11号、第12号、第14号及び第15号を除く。）に掲げる防火対象物又はその部分のうち、延べ面積又は床面積が300㎡未満のもの
- ② 政令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物のうち、次に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するもの（延べ面積が300㎡以上のものにあつては、省令第13条第1項第2号に規定する小規模特定用途複合防火対象物（政令第21条第1項第7号及び第8号に掲げる防火対象物を除く。）であつて、次に掲げる防火対象物の用途に供される部分（同項第5号、第11号、第12号、第14号及び第15号に掲げる防火対象物の部分を除く。）及び省令第23条第4項第1号へに掲げる部分以外の部分が存しないものに限る。）
- ア 政令別表第1(2)項ニ、(5)項イ並びに(6)項イ(1)から(3)まで及びロに掲げる防火対象物
- イ 政令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）
- ウ 政令別表第1(9)項イに掲げる防火対象物（延べ面積が200㎡以上のものに限る。）
- エ 政令別表第1(2)項又は(3)項に掲げる防火対象物の地階又は無窓階で、当該用途に供される部分の床面積の合計が100㎡以上のもの
- オ アからエまでに掲げるもののほか、政令別表第1に掲げる防火対象物の地階又は2階以上の階のうち、駐車のために供する部分の存する階（駐車する全ての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。）で、当該部分の床面積が200㎡以上300㎡未満のもの
- ③ ②に掲げる防火対象物以外の政令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物（同表(5)項イ及びロに掲げる用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、(5)項イに掲げる用途に供される部分の床面積が300㎡未満のものに限る。）のうち、延べ面積が300㎡以上500㎡未満のもの。
- (2) 「特定小規模施設用自動火災報知設備」とは、特定小規模施設における火災が発生した場合において、当該火災の発生を感知し、及び報知するための設備をいう。

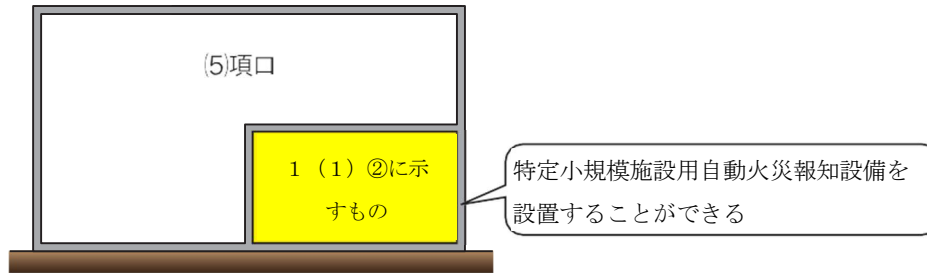
(特定小規模施設 1 (1) ①の例 その1)



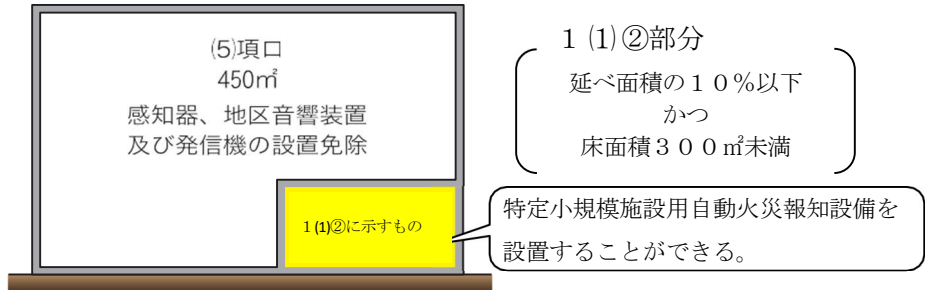
(特定小規模施設 1 (1) ①の例 その2 特定一階段等防火対象物)



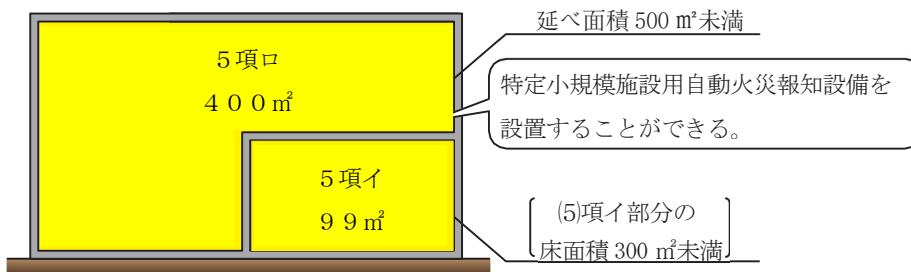
(特定小規模施設 1 (1) ②の例 その1 (16)項イ 延べ面積300m²未満)



(特定小規模施設 1 (1) ②の例 その2 (16)項イ 延べ面積300m²以上)



(特定小規模施設 1 (1) ③の例 (16)項イ注 延べ面積300m²以上、500m²未満)



注 政令別表第1(5)項イ及びピロに掲げる用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、(5)項イに掲げる用途に供される部分の床面積が300m²未満のものに限る。

第29の1図

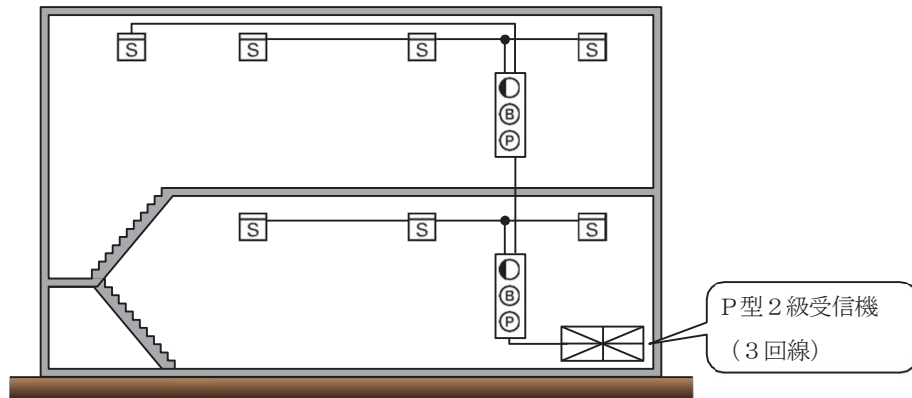
2 構成

(1) 自動火災報知設備は、受信機を中心として信号のやり取りや電力の供給、火災時の警報や表示を行うシステムとなっている。その作動の流れは、感知器から（必要に応じ中継器を介して）火災信号を受信機へ送り、受信機の表示機能により防災センター等において火災の発生を表示及び警報するとともに、受信機の地区音響鳴動装置により防火対象物内に配置された地区音響装置を鳴動して警報を発するものであり、特定小規模施設用自動火災報知設備は、従来の自動火災報知設備とは、次の①から③の点において異なる。

- ① 個々の感知器から発せられる警報を連動させることにより、地区音響装置を介せずとも施設全体に火災の発生を報知することができること。
- ② 建築物の構造等に鑑み、逃げ遅れ防止の観点で特に重要と考えられる場所に限定して感知器を設けるとともに、受信機における感知場所の表示を、必ずしも要さないこと。
- ③ 電源供給やシステムの状態確認など受信機が担っているシステムが他の方法でも確保できる場合は、受信機の設置を必ずしも要さないこと。

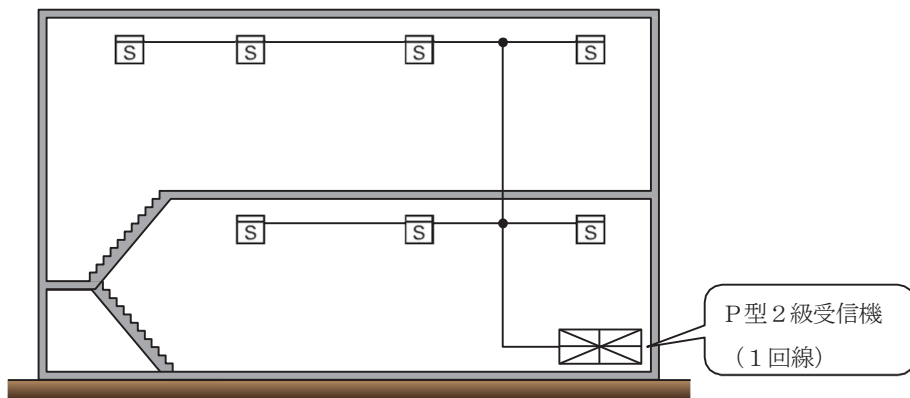
(2) 主な構成については次の①から④によるものとする。

- ① 受信機を用いる方式のもの（第 29 の 2 図参照）



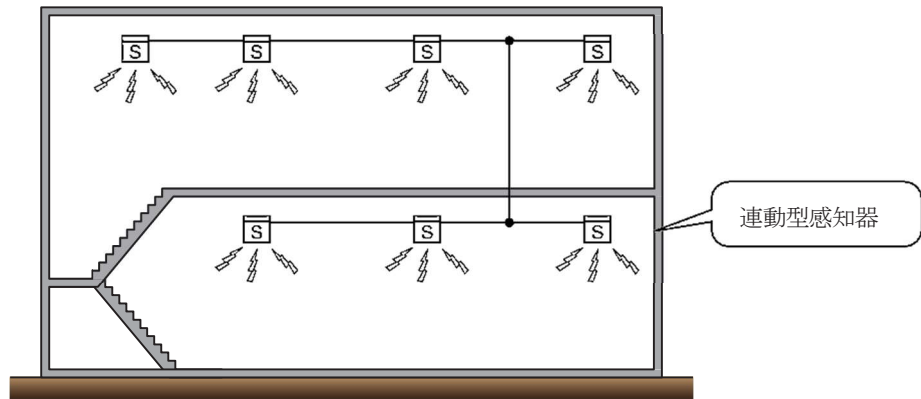
第29の2図

- ② P型2級受信機のうち接続することができる回線数が一の受信機を用いる方式のもの（第29の3図参照）



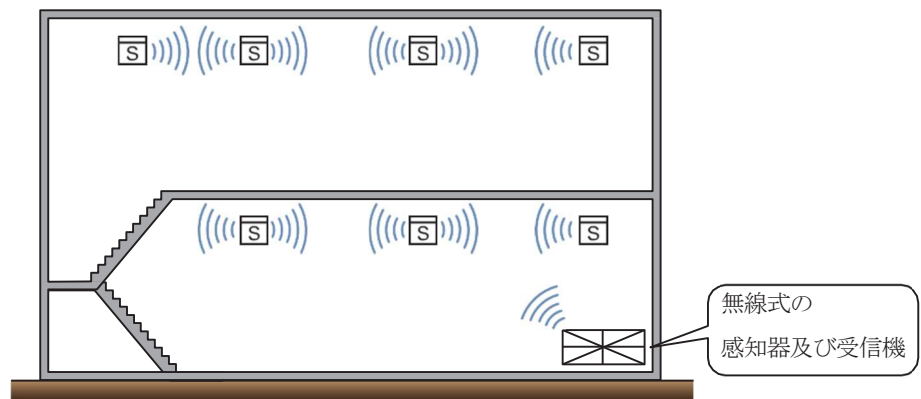
第29の3図

- ③ 連動型警報機能付感知器（以下「連動型感知器」という。）を用いる方式のもの
 （第29の4図参照）



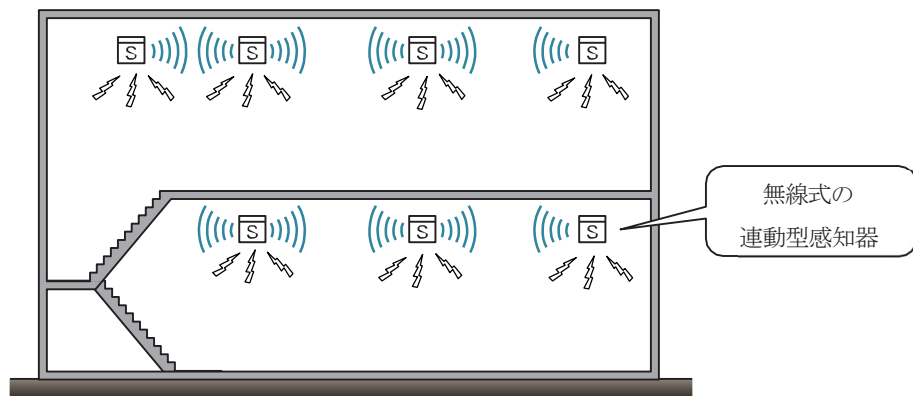
第29の4図

- ④ 無線式の主な構成
 ア 無線式の感知器及び受信機を用いる方式のもの（第29の5図参照）



第29の5図

- イ 無線式の連動型感知器を用いる方式のもの（第29の6図参照）



第29の6図

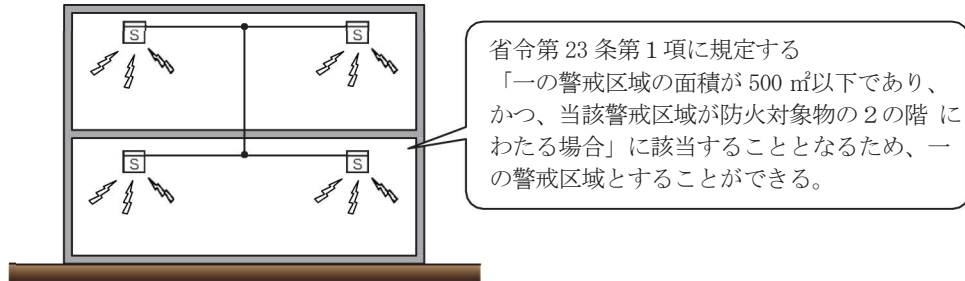
3 警戒区域

(1) 警戒区域は、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号。以下「特定小規模施設省令」という。）第3条第2項第1号及び第2号の規定によるほか、次によること。

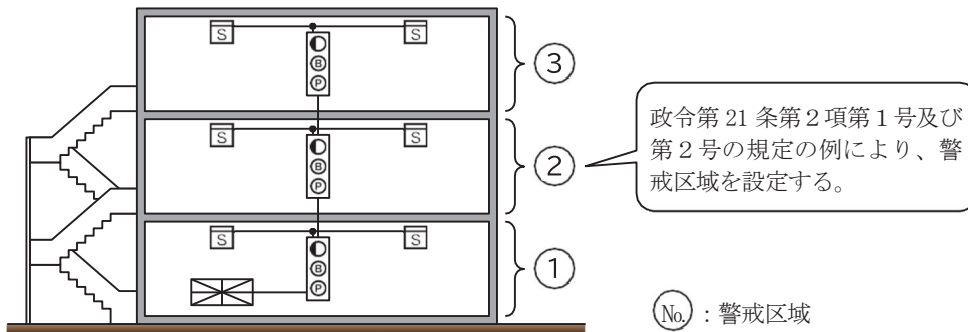
① 特定小規模施設省令第3条第2項第1号の規定により、特定小規模施設用自動火災報知設備の警戒区域（火災の発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域をいう。以下この項において同じ。）は、政令第21条第2項第1号及び第2号の規定の例によることとなるため、2の階にわたる特定小規模施設については、階段室等も含めて全体を一の警戒区域（一辺の長さが50m以下に限る。）とすることができるものであること。（第29の7図参照）

② 特定小規模施設省令第3条第2項第2号の規定により、警戒区域が2以上で、全ての感知器を連動型感知器とする場合については、当該連動型感知器の警報機能は、5.(7).③の例によるものであること。

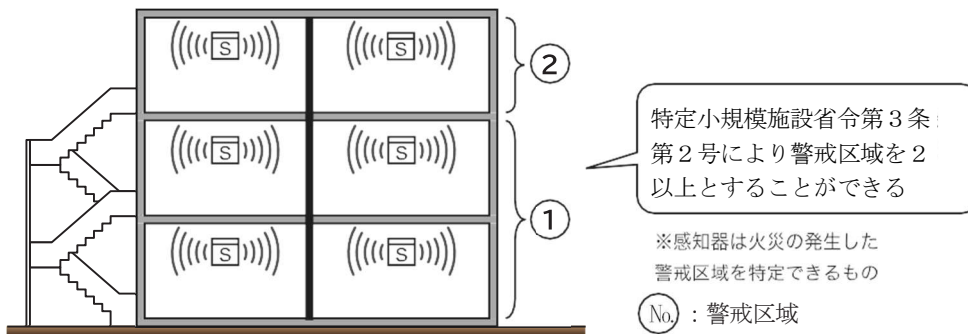
(2階建ての場合の例)



(3階建ての場合の例)



(全ての感知器を連動型感知器とした場合の例)



第29の7図

4 受信機

- (1) 受信機を設ける場合は、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成20年消防庁告示第25号。以下「特小自火報告示」という。）第2第5号の規定によるほか、次によること。
- ① すべての感知器が連動型感知器である場合には、受信機を設けないことができること。
 - ② 受信機は、第13.「自動火災報知設備」2.を準用すること。

5 感知器

- (1) 特定小規模施設省令第3条第2項第3号及び特小自火報告示第2第1号に規定する感知器は、次によること。

① 感知器の選択

ア 特定小規模施設用自動火災報知設備に用いることができる感知器は、スポット型感知器又は炎感知器とされていること。

イ スポット型感知器を壁面に設置する場合は、特定小規模施設省令第3条第2項第2号の規定により有効に火災の発生を感知することができるように設けなければならないことから、特に定温式のものについては公称作動温度が65℃以下で特種のものとする必要があること。

ウ 感知器の選択は、第13.「自動火災報知設備」3.(1)を準用すること。

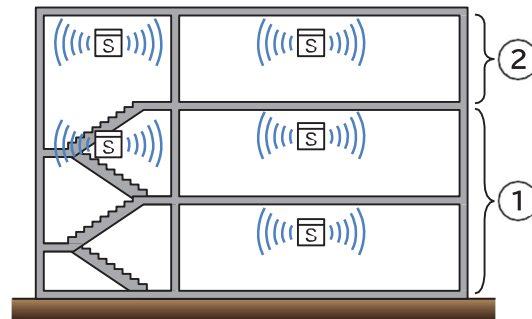
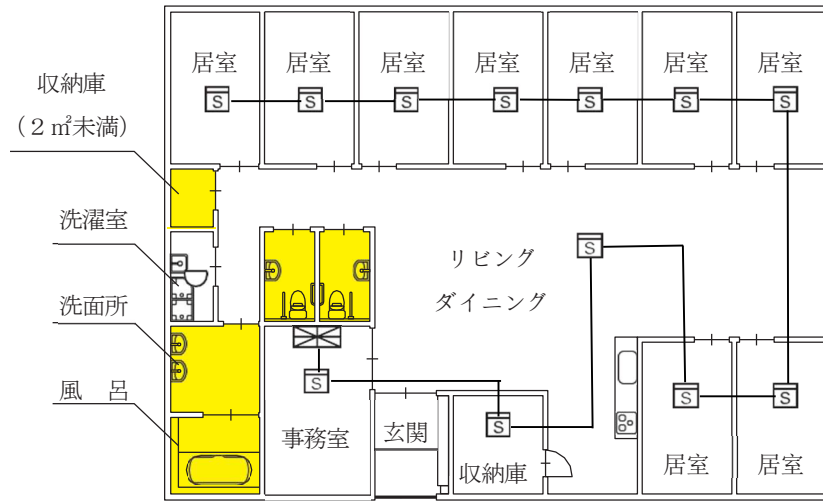
ただし、特定小規模施設のうち政令別表第1(6)項ロ又はハに存する台所は、特に一般住宅における規模及び環境に類するものであることにかんがみ、第13-2表備考欄中の「厨房、調理室等で高湿度となるおそれのある場所に設ける感知器は、防水型を使用すること」とある場所には、原則該当しないものとして、取り扱って差し支えないこと。

- (2) 感知器は、次に掲げる場所の天井（天井のない場合にあっては、屋根。以下この項において同じ。）又は壁（次の①に掲げる場所（床面積が30㎡以下のものに限る。）の壁に限る。以下この項において同じ。）の屋内に面する部分に、有効に火災の発生を感知することができるように設けること。

（特定小規模施設省令第3条第2項第3号関係。第29の8図参照）

- ① 建基法第2条第4号に規定する居室及び床面積が2㎡以上の収納室
- ② 倉庫、機械室その他これらに類する室
- ③ 階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクトその他これらに類するもの（次に掲げる防火対象物又はその部分の内部に設置されている場合に限る。）
 - ア 前2.(1).①及び②に掲げる防火対象物又はその部分のうち、政令別表第1(2)項ニに掲げる防火対象物の用途に供されるもの
 - イ 前2.(1).③に掲げる防火対象物
 - ウ 省令第23条第4項第7号へに規定する特定一階段等防火対象物（前ア及びイに掲げるものを除く。）
 - エ 警戒区域が二以上の防火対象物（前アからウまでに掲げるものを除く。）

(認知症高齢者グループホームにおける感知器の設置例)



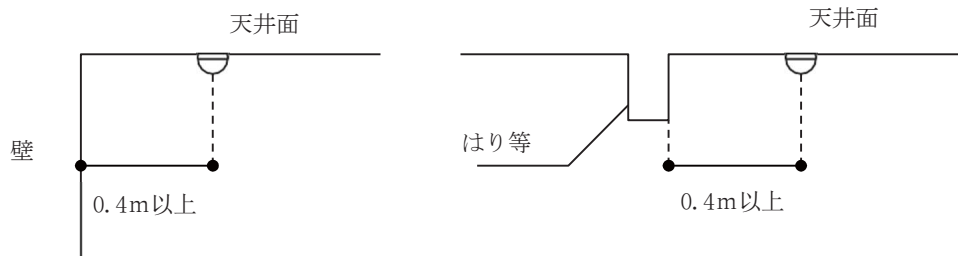
政令第21条第1項第7号に定める
防火対象物の例

※感知器は火災の発生した
警戒区域を特定できるもの

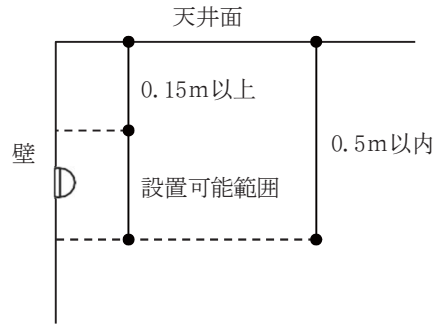
ⓃNo : 警戒区域

第29の8図

- (3) 感知器の取り付け面の高さの取り扱いは、第13.「自動火災報知設備」3.(1).エを準用すること。
- (4) 差動式スポット型、定温式スポット型又は補償式スポット型その他の熱複合式スポット型の感知器（以下この(4)において単に「感知器」という。）の設置方法は、次によること。
 - ① 感知器の設置方法は、第13.自動火災報知設備3.(5).ア、オを準用すること。
 - ② 感知器は、天井又は壁の屋内に面する部分の次のいずれかの位置に設けること。
 - ア 壁又ははりから0.4m以上離れた天井の屋内に面する部分（第29の9図参照）
 - イ 天井から下方0.15m以上0.5m以内の位置にある壁の屋内に面する部分（第29の10図参照）



第29の9図



第29の10図

(5) 煙感知器の設置方法は、次によること。

ア 煙感知器の設置方法は、第13.「自動火災報知設備」3.(5).キを準用すること。

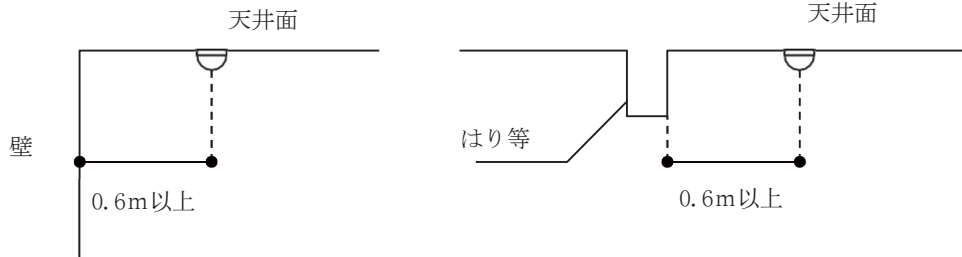
イ 煙感知器は、天井又は壁の屋内に面する部分の次のいずれかの位置に設けること。

(特小自火報告示第2第1号(2)関係)

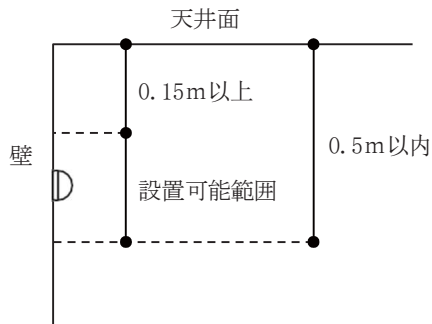
(ア) 壁又ははりから0.6m以上離れた天井の屋内に面する部分 (第29の11図参照)

(イ) 天井から下方0.15m以上0.5m以内の位置にある壁の屋内に面する部分

(第29の12図参照)



第29の11図



第29の12図

- (6) 熱煙複合式スポット型感知器の設置方法は、次によること。
- ① 熱煙複合式スポット型感知器の設置方法は、第13.「自動火災報知設備」3.(5).ケを準用すること。
 - ② 熱煙複合式スポット型感知器は、廊下、通路、階段及び傾斜路を除く感知区域（それぞれ壁又は取付け面から0.4m（煙感知器を設ける場合にあっては、0.6m）以上突出したはり等によって区画された部分をいう。）ごとに、その有する種別及び取付け面の高さに応じて省令第23条第4項第3号ロ及び第7号ホの表で定める床面積のうち最も大きい床面積につき1個以上の個数を、火災を有効に感知するように設け、かつ、天井又は壁の屋内に面する部分の次のいずれかの位置に設けること。
 - ア 壁又ははりから0.6m以上離れた天井の屋内に面する部分
 - イ 天井から下方0.15m以上0.5m以内の位置にある壁の屋内に面する部分
- (7) 警報機能付感知器の設置方法は、次によること。
- ① 火災信号又は火災情報信号を受信機、感知器等へ発信する機能を有し、法第17条第1項に規定する消防用設備等として構成されるものであり、かつ、政令第37条第4号に規定する検定対象機械器具等の火災報知設備の感知器として感知器等規格省令に適合することが必要となるものであり、政令第37条第7号に規定する住宅用防災警報器（以下この項において「住警器」という。）とは異なるものであること。

なお、住警器との製品上の判別については、警報機能付感知器及び連動型感知器は法第21条の9第1項に規定する型式適合検定に合格したものである旨の表示が付されているほか、感知器等規格省令第43条第1号ヨ又はタの規定により、「警報機能付」又は「連動型警報機能付」と表示が付されることになっていることから、これにより確認が可能であること。
 - ② 省令第23条第4項第7号の6イからニのいずれかに該当する連動型感知器は、政令第21条に規定する自動火災報知設備の感知器として用いることができず、特定小規模施設用自動火災報知設備における感知器としてのみ用いることができるものであること。

また、当該連動型感知器には感知器等規格省令第43条第1項第1号ソの規定により「特定小規模施設用自動火災報知設備以外の自動火災報知設備に用いることができない旨」が表示されることになっていることから、これにより製品上の判別が可能となるものであること。
 - ③ 特定小規模施設省令第3条第2項第2号の規定において、感知器等規格省令第8条第18号ハに規定する「火災の発生した警戒区域を特定することができるもの（火災発生区域特定機能付感知器）」とは、次によること。
 - ア 連動型警報機能付感知器の火災警報は、警報音並びに火災である旨及び火災の発生場所を周知する音声を組み合わせたものであること。
 - イ 火災の発生場所に関するメッセージは、火災を感知した階又は階段とすること。
 - ウ 日本語を母国語としない人に配慮したメッセージを日本語のメッセージの後に付加することも可能とするが、メッセージはできる限り短くすること。

例：「ピー、ピー、ピー。3階で火事です。Fire、Fire。」
- (8) 複合用途防火対象物における特定小規模施設用自動火災報知設備の取扱いは、次によること。
- ① 政令第9条の適用により、政令第21条第1項第1号に定める部分に自火報の設置が必要となる場合、当該部分に特小自火報の設置が可能とはなるが、この場合においても、設置義務が生じる部分以外へのより効率的・効果的な火災警報の伝達のために、連動できる感知器を設置するなどの措置を講じること。◆（第29の13図参照）



第 29 の 13 図

6 中継器

- (1) 中継器は、特小自火報告示第 2 第 2 号の規定によるほか、第 13. 「自動火災報知設備」 4 を準用すること。

7 発信機

- (1) 発信機は、特小自火報告示第 2 第 9 号の規定によるほか、次によること。

- ① 前 4. (1)により、受信機を設けない場合には、発信機を設けないことができること。
また、P 型 2 級受信機で接続することができる回線数が一のもの、P 型 3 級受信機、G P 型 2 級受信機で接続することができる回線数が一のもの又は G P 型 3 級受信機に設ける場合については、省令第 24 条第 8 号の 2 の規定により、発信機を要しないものであること。
- ② 発信機を設ける場合には、第 13. 「自動火災報知設備」 6 を準用すること。

8 地区音響装置

- (1) 地区音響装置は、特小自火報告示第 2 第 8 号の規定によるほか、次によること。

- ① 前 4. (1)により受信機を設けない場合には、地区音響装置を設けないことができること。
また、P 型 2 級受信機で接続することができる回線数が一のもの、P 型 3 級受信機、G P 型 2 級受信機で接続することができる回線数が一のもの又は G P 型 3 級受信機を当該受信機を用いる自動火災報知設備の警戒区域内に設ける場合については、省令第 24 条第 5 号の規定により、地区音響装置を要しないものであること。
- ② 地区音響装置を設ける場合には、第 13. 「自動火災報知設備」 7 を準用すること。

9 電源

- (1) 常用電源及び非常電源は、特小自火報告示第 2 第 6 号及び第 7 号の規定によるほか、次によること。

① 常用電源

ア 自動火災報知設備の常用電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとることとされているところ、電力が正常に供給されていることを確認することができる場合にあっては、分電盤との間に開閉器が設けられていない一般の屋内配線からとることができるほか、一次電池を電源とすることもできること。

この場合において、一次電池を電源とする連動型感知器が有効に作動できる電圧の下限值となった場合には、当該連動型感知器を交換するか、又は、電池を交換すること。

② 非常電源

ア 受信機を設けない場合において、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するときは、それぞれ(ア)又は(イ)に定める電池を非常電源とすることができる。

(ア) 連動型感知器の電源に電池を用いる場合において、当該電池の電圧が連動型感知器を有効に作動できる電圧の下限值となった旨を 72 時間以上点滅表示等により自動的

に表示し、又は音響により伝達した後、当該連動型感知器を1分間以上有効に作動することができるとき。

- (イ) 連動型感知器の電源が電池以外から供給される電力を用いるものである場合において、当該電源が停電した後、連動型感知器を10分間以上有効に作動することができる容量の電池が設けられているとき（電源が停電した時、自動的に電源から非常電源に切り替えられ、かつ、電源が復旧した時、自動的に非常電源から電源に切り替えられるときに限る。）。

イ 受信機を設ける場合は、第13自動火災報知設備 2(2)を準用すること。

10 配線

- (1) 配線は、特小自火報告示第2第3号の規定によるほか、次によること。

- ① 特小自火報告示第2第3号の規定する「感知器又は発信機からはずれ、又は断線した場合には、その旨を確認できる措置」とは、受信機において断線等が確認できる場合のほか、前4.(1)により受信機の設置を要しない場合には、当該連動型感知器自体に断線等があった旨を電源灯の消灯等により、異常を確認できるように措置されたものが該当するものであること。

なお、従来どおり送り配線の方式でも支障ないものとする。

- (2) 配線は、第13.「自動火災報知設備」9を準用すること。

11 自動火災報知設備と火災通報装置等の接続

火災通報装置等と自動火災報知設備との接続方法は、第16.「火災通報装置」10を準用すること。

12 無線式の特定小規模施設用自動火災報知設備

無線式の特定小規模施設用自動火災報知設備は、特小自火報告示第2第4号の規定によるほか、第13.「自動火災報知設備」14を準用すること。